

# 小橋晶一奨学金給付者選考委員会規則

〔平成16年 4月 1日〕  
規則第195号

第1条 この規則は、小橋晶一奨学金給付規則（平成16年規則第194号）第6条第3項の規定に基づき、小橋晶一奨学金給付者選考委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 奨学生の選考に関する事項
- (2) 給付人員に関する事項
- (3) その他選考に関し必要な事項

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 大学院医歯学総合研究科長又は副研究科長
- (2) 大学院医歯学総合研究科の教授 4人（基礎医学系3人、社会医学系1人）

2 前項第2号の委員は、学長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第2項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

第6条 委員会に関する事務は、学生支援事務室において処理する。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第20号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日規則第48号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第21号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第28号）

この規則は、平成25年3月21日から施行する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。